

居宅介護支援事業重要事項説明書

(令和6年2月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電話番号	043-310-4201		
営業日	月曜日から金曜日	営業時間	午前8時30分から午後5時30分
事業所名	ケンコー介護サービス（指定居宅介護支援事業所）		

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、その置かれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成および変更を支援します。

また、関係市町村や地域包括支援センターおよび地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 指定居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケンコー介護サービス
所在地	千葉県四街道市大日 329-14 グリーンコーポC 203号
介護保険指定番号	1273301711
サービス提供地域	四街道市

(2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営および業務全般	1人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	1人以上
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係る業務	3人以上

(3) 勤務体制

平日 (月～金)	午前8時30分から午後5時30分 原則として土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員の連絡先にて24時間体制にて対応

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	居宅サービスガイドラインを使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のための必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用料金

要介護認定を受けている利用者の自己負担はありません。

保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。

要介護1・2	1,076単位/月	11,513円/月
要介護3・4・5	1,398単位/月	14,958円/月

※四街道市(5級地) 1単位=10,70円で計算

5. 利用者からの相談または苦情に対する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ケンコー介護サービス
担当者	雁部 伸一
電話番号	043-310-4201
対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、利用者から事情を聞くとともに担当者およびサービス事業者を確認を行います。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者の対応状況も正確に確認するとともに、苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し円滑な対応が図れるようにします。

また、当事業所以外に市町村等の相談苦情窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

四街道市高齢者支援課	043-421-6127
千葉県国保連合会介護保険課(苦情処理係)	043-254-7404

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤および過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的または精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記の通りの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は速やかに市町村(保険者)に報告します。

②処理経過および再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因および再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 緊急時の対応方法

事業者はサービス提供事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先および医療機関に連絡を行い指示に従います。

8. 主治の医師および医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関に対して、利用者の疾患への対応を円滑に行うことを目的とし、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとります。この目的のため、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の介護支援専門員の名刺を診察券および健康保険証と一緒にしておきましょう。
- ②入院時には利用者または家族から当事業所名および担当介護支援専門員の氏名を伝えていただきます。

9. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議等について「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」および「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用して行います。
- ②利用者等が参加して実施する会議等について、上記に加えて利用者の同意を得たうえでテレビ電話等を活用して行います。

10. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供に際し、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
 - ・特定の事業者に不当に偏った情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示しません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者および当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師が判断した場合、利用者または家族の同意を得た上で主治の医師等の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をし、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者へ提供することでその時々状態に即したサービス内容の調整を行います。

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的
に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症の発生またはまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等
を活用して行うことができるものとする)を概ね6月に1回以上開催します。

その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的
に実施します。

1 4. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行
うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的
に実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 5. サービス利用にあたっての禁止事項

① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為

②パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの行為

③サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

◇法人の概要

名 称	合同会社 健倅	
法 人 種 別	合同会社	
代 表 者 役 職	代表社員	
代 表 者 氏 名	雁部 伸一	
法 人 住 所	千葉県四街道市大日 329-14 グリーンコーポC 203 号	
電 話 番 号	043-310-4201	
創 業	令和4年10月1日	
従 業 員 数	4名	
営 業 所 数 等	居宅介護支援	1ヶ所
事 業 内 容	・居宅介護支援(ケアプラン作成)	

※利用者および家族からの要求があった場合は、当法人事業計画および財務状況を閲覧することが
できます。